

大名榑原家文庫本『出雲国風土記』と榑原忠次

高橋 周

目次

はじめに

キーワード

校合 異同字句 林羅山 林鷺峰 寛文印知

一 『出雲国風土記』写本の先行研究とその課題

二 「榑原家本」をめぐる伝写上の系譜関係

(一) 近世前期の諸写本との関係から

(二) 「島根県古代文化センター本」との比較

三 「榑原家本」と榑原忠次

おわりに

はじめに

大倉精神文化研究所附属図書館には約四〇〇〇冊の和書・漢籍からなる蔵書群「大名榊原家文庫」が所蔵されている。^①榊原家は三河国出身の一族で、近世においては徳川四天王に数えられた榊原康政が上野館林藩主に封ぜられたのち、陸奥白河藩・播磨姫路藩・越後村上藩・越後高田藩に転封された。

本稿で考察する『出雲国風土記』写本も「大名榊原家文庫」の一冊である。同本は巻末に「吏部大卿忠次」「文庫」の蔵書印をもち、式部大輔・榊原忠次（慶長一〇（一六〇五）年～寛文五（一六六五）年）の所蔵本であったことが分かる。以下、本稿では同本を「榊原家本」と呼称する。榊原家本は忠次の存命中の書写といえ、現存する『出雲国風土記』では最古段階の写本に類するものである。したがって、近世における『出雲国風土記』の伝写を考える上で貴重な史料と評価することができる。

しかしながら、これまで榊原家本を論じた研究はなく、十分に評価されているとは言い難い。本稿では榊原家本について同時期の写本との校合から写本系譜上の位置付けを考えるとともに、榊原忠次をめぐる史料から書写の背景について考察を試みる。

一 『出雲国風土記』写本の先行研究とその課題

まず、現存する『出雲国風土記』写本の様相について、先行研究をふまえ見ていく。^②

『出雲国風土記』は和銅六（七一二）年詔を承け、天平五（七三三）年に出雲国造出雲臣広島らにより編述された書である。「完本」として伝わる唯一の風土記で、年代が明らかな最古本は慶長二（一五九七）年書写の奥書をもつ

細川家本である。次いで、寛永一一（一六三四）年に尾張藩主徳川義直が出雲日御碕神社へ書写寄進した日御碕神社本がある。また、徳川義直が開いた尾張藩の文庫（蓬左文庫）所蔵本は日御碕神社本との異同字句がわずかで兄弟本か親子本の関係にあるとされる^③。さらに年紀はないが、倉野家所蔵本は筆跡などから室町末期ごろの書写と推定され、異同字句の関係性から細川家本と兄弟本もしくは共通の祖本をもつ写本とする指摘がある^④。上記の写本はいずれも島根郡加賀郷条・生馬郷条の混在や同郡神社条の一部脱落などの共通した特徴をもち、そのような写本を「脱落本」と称する。

一方で、脱落本の脱落を補訂した写本（「補訂本」）も存在する。補訂本の最古本は天和三（一六八三）年に松江藩士・岸崎時照が著した『出雲風土記抄』で、これとはやや異なる補訂本に今井似閑が編纂した『萬葉緯』所収の写本（萬葉緯本）がある。

写本間の系譜については、田中卓氏・秋本吉郎氏・加藤義成氏らによる詳細な研究^⑤があり、脱落本・補訂本ともに共通の祖本をもつこと、補訂本は脱落本を何らかの資料に基づいて補訂したものであることが指摘されている。また、平野卓治氏は『出雲風土記抄』が補訂本の最古本であることから、その著者岸崎時照による独自の補訂の可能性を指摘^⑥し、さらに、近年においては日御碕神社本と『出雲風土記抄』との関係性を指摘した伊藤剣氏や拙稿における研究^⑦がある。

このように、『出雲国風土記』写本に関する研究は脱落本・補訂本の成立過程を中心に一定の到達点にあるといえる。しかしながら、従来の研究は古代から近世に至る写本の伝写過程が重視され、近世における一五〇冊超の写本伝写の様相や歴史的背景については十分な研究が行われていないと考える。田中氏や加藤氏は写本間の親近性を示されるものの、体系的な伝写関係の提示までには至っていない。このことは、奥書を有する写本が少ないために書写年代や来

歴から系譜関係の特定が困難であることが一因とみられるが、田中・加藤両氏の研究以後に新たに確認された写本も少なくなく、先行研究をふまえ改めて写本間の関係を再検討すべき時期にあると言える。そうした状況において榊原家本の研究は、同本が近世における最古段階の写本で所蔵者も明確なことから、写本伝写の過程を知る上で重要な意義をもつと考える。かかる問題意識から、次に諸写本との比較校合を通して榊原家本の伝写上の系譜関係を検討したい。

二 「榊原家本」をめぐる伝写上の系譜関係

(一) 近世前期の諸写本との関係から

本節では、異同字句の校合から諸写本間における榊原家本の系譜を捉えたいと考える。表1に掲げたのは榊原家本と同時期もしくはそれ以前の書写とみられる写本で、本稿ではこれらを比較校合の対象とする。

各写本の来歴については、次のとおりである。〔イ〕細川家本は慶長二（一五九七）年書写校合とある細川幽斎自筆の奥書をもつ。〔ハ〕日御碕神社本は寛永一一（一六三四）年の尾張藩主徳川義直による出雲日御碕神社寄進の奥書をもつ。〔ロ〕徳川家本は尾張徳川家蓬左文庫の蔵書で、奥書はないが日御碕神社本に近い写本とされる。〔ホ〕島根県古代文化センター本（以下、古代C本と略。）は奥書をもたないが、書写様態から一七世紀半ば前後の書写と推定される。巻末には「斎藤氏」とある。〔ヘ〕春本文庫本は寛文二（一六六二）年に伊勢外宮祠官中西信慶の所持本を書写したとする奥書をもつ。〔ト〕素行文庫本は本文始めに「積徳堂」の蔵書印が捺される。積徳堂は山鹿素行（元和八（一六二二）〜貞享二（一六八五）年）の書斎の号で、同時期の書写に係る可能性が高いと考えられる。〔チ〕西教寺本は慶安三（一六五〇）年に近江芦浦浦観音寺舜興の所蔵とする奥書をもつ。〔リ〕八雲軒本は本文末に「脇坂

氏淡路守」などの蔵書印がある¹¹⁾。同印は脇坂安元（天正一二（一五八四）（承応三（一六五四）年）の蔵書印で、一七世紀半ば以前の書写である可能性が高い。このように、検討の対象とした写本はいずれも榊原家本に近い時期の書写と考えられ、比較校合に適するものといえる。

表1には各写本の主な書誌的特徴をまとめた¹²⁾。一丁当たりの字配りは〔へ〕春本文庫本を除きいずれも近似するが、本文丁数は〔ホ〕古代C本、〔ト〕素行文庫本、〔チ〕西教寺本が〔ニ〕榊原家本と同じ六二丁である。そのうち、秋鹿郡と楯縫郡との間の半丁分の空白がないのは〔ニ〕榊原家本と〔ホ〕古代C本である。したがって、古代C本が榊原家本に最も近い関係にあると推定できる。

次に異同字句の校合から詳細な検討を試みたい。表2～5は写本〔イ〕～〔リ〕間の異同字句を類型化したものである¹³⁾。各写本間で共通の異同字句を取り上げ、写本一冊だけでの異同は除外した。

表2は〔ロ〕徳川家本以下の諸写本が〔イ〕細川家本と文字を異にする例で、A類とした。文字の脱落を中心にまとめたもので、脱落を伴わない文字の異同を含めると、さらに多数にのぼる。A類は〔ロ〕徳川家本以下の諸写本が同一系統上にあることを示すものといえる。

表1. 『出雲国風土記』諸写本の比較

	写本名称	書写年紀	本文 丁数	字配り		秋鹿郡・ 楯縫郡の 空白	加賀・ 生馬郡の 混在	島根郡 神社の 脱落	島根郡 多久川の 脱落	朝酌促戸・姫緒 島条の頭注		秋鹿郡 長江川の 脱落	出雲郡 漆沼郷条 郷名 列記	郷条
				一面 行数	一行 字数					朝酌促戸 「玉篇」	姫緒島 「本草綱目」			
イ	細川家本 （永青文庫）	慶長2年 （1597）	64	8	19前後	○	○	○ （冊五所）	○	×	×	○	漆沼	漆沼
ロ	徳川家本 （蓬左文庫）	—	64	8	19	○	○	○ （冊五所）	○	○	○	○	漆沼	漆沼
ハ	日御碕神社本	寛永11年 （1634）	64	8	19	○	○	○ （冊五所）	○	○	○	○	漆沼	漆沼
ニ	榊原家本 （大倉精神文化研究所）	—	62	8	19前後	×	×（○）	○ （冊五所）	○	○	○	○	漆沼	漆沼
ホ	島根県古代文化C本	—	62	8	19前後	×	○	○ （冊五所）	○	○	○	○	漆沼	漆沼
へ	春本文庫本 （石川武美記念図書館）	寛文2年 （1662）	52	10	18	×	○	○ （冊五所）	○	○	○	○	漆沼	漆沼
ト	素行文庫本 （国文学研究資料館）	—	62	8	19前後	○	○	○ （冊五所）	○	×	○	○	漆沼	漆沼
チ	西教寺本	慶安3年 （1650）	62	8	19前後	○	○	○ （冊五所）	○	○	○	○	漆沼	漆沼
リ	八雲軒本 （国立公文書館）	—	64	8	19前後	×	○	○ （冊五所）	○	○	○	○	漆沼	漆沼

このことは島根郡朝酌促戸条頭注の『玉篇』や同郡蜷蛸島条頭注の『本草綱目』の引用の有無から既に指摘されており、¹⁴異同字句の關係からも確かめることができる。

表3は〔ハ〕日御碕神社以下の諸写本が〔イ〕細川家本、〔ロ〕徳川家本との文字の異同を共有する例で、B類とした。B類は〔ニ〕榊原家本以下の諸写本が日御碕神社本から派生したことを示唆する。日御碕神社本系の写本の展開は、本文に付けられた捨仮名の本文化を指標とした検討から既に指摘されており、¹⁵B類はその指摘に符合するものである。ただし、日御碕神社本は段階的な校正が行われたことも見て取れる。すなわち、B類には書写段階での脱落や校正に伴う異同字句（B―1）だけでなく、書写後の擦り消しや加筆での校正による異同字句（B―2・4）が認められるのである。特にB―2類以下は〔ロ〕徳川家本と一致する字句を校正したもので、日御碕神社本の底本が徳川家本に近いことを窺わせる。それとともに、B―2類以下の校正が日御碕神社への寄進前後のいつ行われたのが問題となる。B―4類のように、校正による字句が〔ニ〕榊原家本以下の写本に継承されない場合もあり、書写後の校正は一度ではなかった可能性が高い。B類の校正の時期を明らかにすることは、校正の主体や写本の伝写を考える上で重要であるが、これについては今後の課題としたい。

表4は〔ニ〕榊原家本以下の諸写本が〔ハ〕日御碕神社本までの諸写本と異なる字句を共有する例で、C類とした。脱落や脱落の校正（C―1）、文字の異同（C―2）を認めることができる。日御碕神社本系の写本が一致してC類の異同を共有することは、日御碕神社本と榊原家本以下の諸写本との間に共通の写本が存在したことを窺わせる。¹⁶

表5は〔ニ〕榊原家本、〔ホ〕古代C本、〔ヘ〕春本文庫本が一致して他の諸写本と異なる字句を共有する例（D―1）、〔ト〕素行文庫本、〔チ〕西教寺本、〔リ〕八雲軒本が一致して他の諸写本と異なる字句を共有する例（D―2）である。また、D―1・2類各グループが一致して、日御碕神社本までの諸写本とは異なる字句を共有する例もあり、

表2. 諸写本における異同字句① (×…文字の脱落、〔〕…アキ、「」…傍注、○「」…○に「重ね書き」、□…文字不明)

丁行	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
A									
1ウ-3	×芳雲	号出雲	号出雲	号出雲	号「芳」出雲	号出雲	号出雲	号出雲	号出雲
4オ-2	×有	々有	々有	、有	々有	々有	々有	々有	々有
7ウ-2	×〔(1字アキ)〕	云	云	云	云	云	云	云	云
12ウ-8	×〔陸〕	商陸	商陸	商陸	商陸	商陸	商陸	商陸	商陸
12ウ-8	意字×源	意字×源「川」	意字川源	意字川源	意字川源	意字川源	意字川源	意字川源	意字川源
21オ-1	×高	一高	一高	一高	一高	一高	一高	一高	一高
39オ-1	×縫	相縫	相縫	相縫	相縫	相縫	相縫	相縫	相縫
41ウ-1	〔×〕	今	今	今	今	今	今	今	今
44ウ-5	置〔〕×	置郷	置郷	置郷	置郷	置郷	置郷	置郷	置郷
44ウ-5	白×	白柵	白柵	白柵	白柵	白柵	白柵	白柵	白柵
48ウ-6	天下×神	天下大神	天下大神	天下大神	天下大神	天下大神	天下大神	天下大神	天下大神
6ウ-4	買渡上	買×上	買×上	買×上	買×上	買×上	買×上	買×上	買×上
9ウ-5	忌玉作	忌玉×	忌玉×	忌玉×	忌玉×	忌玉×	忌玉×	忌玉×	忌玉×
11ウ-6	毛社乃×社	毛社乃×社	毛社乃×社	毛社乃×社	毛社「株」乃×社	毛社乃×社	毛社乃×社	毛社乃×社	毛社乃×社
12オ-5	高本	×本	×本	×本	×本	×本	×本	×本	×本
12ウ-8	河	×	×	×	×	×	×	×	×
21オ-4	一百六十二歩	一百六十×歩	一百六十×歩	一百六十×歩	一百六十×歩	一百六十×歩	一百六十×歩	一百六十×歩	一百六十×歩
26オ-2	晨×風	晨×風	晨×風	晨×風	晨×風「晨々風」	晨×風	晨×風	晨×風	晨×風
26オ-6	湯火山	湯火×	湯火×	湯火×	湯火「火」×	湯火×	湯火×	湯火×	湯火×
29オ-8	戸	×	×	×	×	×	×	×	×
29ウ-7	故	×	×	×	×「猶故云」	×	×	×	×
39オ-8	周二百五十五歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩	周二百五十×歩
44オ-8	在樹林	在樹×	在樹×	在樹×	在樹×「在樹林」	在樹×	在樹×	在樹×	在樹×
45オ-4	周二里	×三里	×三里	×三里	×三里	×三里	×三里	×三里	×三里
50オ-8	界	×	×	×	×	×	×	×	×
50ウ-5	外従八位上	外従八位×	外従八位×	外従八位×	外従八位×「上」	外従八位×	外従八位×	外従八位×	外従八位×
51ウ-6	御祖命	×祖命	×祖命	×祖命	×祖命	×祖命	×祖命	×祖命	×祖命
55オ-3	御祖御前	御祖×前	御祖×前	御祖×前	御祖×「御」前	御祖×前	御祖×前	御祖×前	御祖×前
55ウ-5	別里参	×里参	×里参	×里参	×里参「里参」	×里参	×里参	×里参	×里参
60ウ-1	後歌一	□「渡」歌一	□「渡」歌一	渡歌一	渡歌一	渡歌一	渡歌一	渡歌一	渡歌一

表 3. 諸字本における異同字句②

	丁-行	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
	25ウ-1	郡家	郡家	×家	×家	×家	×家	×家	×家	×家
	31ウ-8	地	地	池	池	池「地」	池	池	池	池
	31ウ-2	長田地	長田地	長田地	長田地	長田地「地」	長田地	長田地	長田地	長田地
	32ウ-6	外位七位下	外位七位下	外能七位下	外能七位下	外能七位下	外能七位下	外能七位下	外能七位下	外能七位下
	38ウ-7	使	使	便	便	便	便	便	便	便
B-1	38ウ-7	侯	侯	族	族	族「役」	族	族	族	族
	40ウ-7	高峯郷	高峯「岸」郷	高岸郷	高岸郷	高岸「峯々」郷	高岸郷	高岸郷	高岸郷	高岸郷
	43ウ-8	美久我社	美久我社	義久我社	義久我社	義「美」久我社	義久我社	義久我社	義久我社	義久我社
	46ウ-4	冊六里	冊六里	冊六里	冊六里	冊六里	冊六里	冊六里	冊六里	冊六里
	58ウ-8	故三	故三「云卿」	故云	故云	故云「三」	故云	故云	故云	故云
	60ウ-1	一百冊歩	一百冊歩	一百冊歩	一百冊歩	一百冊歩	一百冊歩	一百冊歩	一百冊歩	一百冊歩
	14ウ-3	外少嗣位上	外少嗣位上	外少嗣「初」位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上
	24ウ-3	壬失	壬失	壬「亡」失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失
	24ウ-4	六失	六失	六「亡」失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失	亡失
B-2	24ウ-4	命人	命人	命「今」人	今人	今人	今人	今人	今人	今人
	47ウ-6	多弥	多弥	多弥「弥」	多弥	多弥	多弥	多弥	多弥	多弥
	50ウ-1	推買	推買	□□「權置」	權置	權置	權置	權置	權置	權置
	54ウ-2	易女志少	易「男」女志「老」少	□□「男」女□「老」少	男女老少	男女老少	男女老少	男女老少	男女老少	男女老少
	54ウ-8	常	常	常「當」	當	當	當	當	當	當
	44ウ-1	木在	木在	本「不」在	不在	不在	不在	不在	不在	不在
B-3	42ウ-1	二百一千五歩	二百一千×歩	二百一千「十」×歩	二百一十×歩	二百一十「ノ」五「歩」	二百一十×歩	二百一十×歩	二百一十×歩	二百一十×歩
	60ウ-6	飯梨河	飯梨阿	飯梨□「川」	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川
	60ウ-8	狂北道	狂北道	狂「狂」北道	狂北道	狂「狂」北道	狂北「小々」道	狂北道	狂北道	狂北道
B-4	51ウ-8	由	田	□「由」?	田	田「由」	田	田	田	田

表4. 諸写本における異同字句③

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
丁-行	有降	有降	有降	×	×	×	×	×	×
16ウ-6	始	始	始	×	×	×	×	×	×
29ウ-12	乃利斯社	乃利斯社	乃利斯社	乃利斯×	乃利斯×「社落」	乃利斯×	乃利斯×	乃利斯×	乃利斯×
30ウ-3	一百廿失	一百廿歩	一百廿歩	×	×	×	×	×	×
39ウ-1	周廿歩	周廿歩	周廿歩	×	×	×	×	×	×
39ウ-2	書一夜	書一夜	書一夜	書×夜	書×夜	書×夜	書×夜	書×夜	書×夜
42ウ-5	×	×	×	×	×	×	×	×	×
28ウ-1	×	×	×	×	×	×	×	×	×
31ウ-4	×	×	×	×	×	×	×	×	×
6ウ-2	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇命「無シ」	天皇	天皇	天皇	天皇
6ウ-2	語臣	語臣	語臣	詔臣	詔「語」臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣
11ウ-4	速玉	速玉	速玉	速王	速王「井」	速王	速王	速王	速王
11ウ-5	卅八所	卅「冊」八所	卅八所	廿「冊」八所	廿「冊」八所	廿八所	廿八所	廿八所	廿八所
19ウ-6	土體	土體	土體	土体	土体	土体	土体	土体	土体
19ウ-1	和多、嶋	和多、嶋	和多、嶋	和多多鳥	和多多鳥	和多多鳥	和多多鳥	和多多鳥	和多多鳥
20ウ-7	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩	二百冊歩
25ウ-8	蜀紳	蜀紳	蜀紳	蜀輦	蜀輦	蜀輦	蜀輦	蜀輦	蜀輦
27ウ-3	嶋根郡	嶋根郡	嶋根郡	嶋根郡	嶋根郡	嶋根郡	嶋根郡	嶋根郡	嶋根郡
29ウ-5	字乃治	字乃治	字乃治	字乃沼	字乃沼「治」	字乃沼	字乃沼	字乃沼	字乃沼
C-2	一千七里	一千「十枚」七里	一千「十枚」七里	一十七里	一十七里	一十七里	一十「ナシ」七里	一十「ナシ」七里	一十七里
38ウ-2	冊四歩	冊四歩	冊四歩	冊四歩	冊「冊」四歩	冊四歩	冊四歩	冊四歩	冊四歩
38ウ-5	雙泳	雙泳	雙泳	双泳	双泳	双泳	双泳	双泳	×泳
38ウ-6	冊二歩	冊二歩	冊二歩	冊二歩	冊「冊」二歩	冊二歩	冊二歩	冊二歩	冊二歩
39ウ-2	命造	命造	命「令」造	令造	令造	令造	令造	令造	令造
42ウ-3	裏	裏	裏	裡	裡	裡	裡	裡	裡
45ウ-8	多松郷	多松郷	多松郷	多松郷	多松郷	多松郷	多松郷	多松郷	多松郷
46ウ-8	石	右	右「在」	在	在	在	在	在	在
47ウ-1	後八十歩	後八十歩	後八十歩	渡八十歩	渡八十歩	渡八十歩	渡八十歩	渡八十歩	渡八十歩
60ウ-1	十字御	十字御	十字御「街」	十字街	十字街	十字街	十字街	十字街	十字街
61ウ-2	冊二里	冊二里	冊二里	冊二里	三十二里	冊二里	冊二里	冊二里	冊二里
62ウ-3	冊二里	冊二里	冊二里	冊二里	冊二里	冊二里	冊二里	冊二里	冊二里

表 5. 諸字本における異同字句④

丁-行	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
2オ-2	神戸参漆	神戸参漆	神戸参漆	神戸参〔 〕	神戸参×	神戸参×「漆イ」	神戸参漆	神戸参漆	神戸三四
17オ-3	苦参	苦参	苦参	××（草配）	××	××「苦参イ」	苦参	苦参	苦参
33オ-1	里貳	里貳	里貳	×	×「里貳イ」	×	里貳	里貳	里二
9オ-8	他郡等	他郡等	他郡等	他郡等	他郡「都」等	他郡「都イ」等	他郡等	他郡等	他郡等
10オ-2	寺	寺	寺	頭註「寺」	頭註「寺」	頭註「寺」	寺	寺	寺
12ウ-5	枯見	枯見	枯見	枯見	枯「枯」見	枯「枯イ」見	枯見	枯見	枯見
23ウ-5	葦	葦	葦	葦	葦「葦」	葦	葦	葦	葦
D-1									
33オ-3	皮陀放社	皮陀放社	皮陀放社	皮「陶」陀放「陶」社	皮「陶」陀放「陶」社	弥陀弥社	皮陀放社	皮陀放社	皮陀放社
40ウ-3	神×壹	神×壹	神×壹	神戸壹	神戸壹	神戸壹	神×壹	神×壹	神×一
41ウ-8	塩治	塩治	塩治	塩治	塩治	塩治	塩治	塩治	塩治
46ウ-5	能谷郷	能谷郷	能谷郷	熊谷郷	熊谷郷	熊谷郷	能谷郷	能谷郷	能谷郷
47オ-7	甚久入麻、	甚久入麻、	甚久入麻、	甚久麻久麻	甚久麻久麻	甚久麻久麻	甚久入麻、	甚久入麻、	甚久入麻、
57オ-2	隅泉	隅「温郷」泉	隅「温郷」泉	温泉	温泉	温「隅イ」泉	隅泉	隅泉	隅泉
62ウ-7	意字	意字	意字	高字	高字	高「意」字	意字	意字	意字
63オ-4	意字郡	意字郡	意字郡	意字郡「郡」	意字郡	意字郡	意字郡	意字郡	意字郡
2オ-2	壹拾	壹拾	壹拾	壹拾	壹拾	壹拾	×拾	×拾	×十
4ウ-2	童意女	童意女	童意女	童意女	童意女	童意女	童×女	童×女	童×女
10ウ-8	賣布社	賣布社	賣布社	賣布社	賣布社	賣布社	賣布×	賣布×	賣布×
16オ-5	郡西家正西	郡西家正西	郡西家正西	郡西家正西	郡西家正西	郡西家正西	×西家正西	×西家正西	×西家正西
17ウ-5	鰯	鰯	鰯	鰯	鰯	鰯	×	×	×
47オ-3	来嶋郷	来嶋郷	来嶋郷	来嶋郷	来嶋郷	来嶋郷	来嶋×	来嶋×	来嶋×
52ウ-2	四段	四段	四段	四段	四段	西四段	×段	×段	×段
6ウ-2	甲戊	甲戊	甲戊	甲戊	甲戊「戊」	甲戊	甲戊	甲戊	甲戊
13オ-6	冊歩	冊歩	冊歩	冊歩	冊歩	冊歩「冊歩イ」	冊歩	冊歩	冊歩
D-2									
13オ-8	嵩	嵩	嵩	嵩	嵩	嵩「山高イ」	山高	山高	山高
18ウ-6	忘販	忘帰	忘帰	忘帰	忘帰	忘「忘」帰	忘	忘帰	忘帰

[illegible]

これをD—3類とした。これらの分類からして、1・2類それぞれに共通の祖本が存在したことを窺わせる。詳細は別稿に譲るが、現存する写本の多くはD—1・2類のいずれかに大別することができる。例えば、出雲郡神社（神祇官社）条の「放陀放社」「弥陀弥社（弥陀弥社）」（表5 D—1類／36オ—3）の別は諸写本で明確に分かれている。すなわち、D—1類（榊原家本など）と共通の特徴をもつ写本は「弥陀弥社（弥陀弥社）」、D—2類（八雲軒本など）系統と共通の特徴をもつ写本は「放陀放社」となる。したがって、近世において伝写され続けた写本の直接的な祖本は、江戸前期のD—1・2類の諸写本である可能性が高い。

このように異同字句の観点から諸写本を検討すると、日御碕神社本系の写本が展開したことを確認できるとともに、日御碕神社本と同系の祖本から少なくとも二つの写本系統が派生したことを明らかにできた。その中で、榊原家本は古代C本や春木文庫本と同系統の写本に属するといえる。

（二）「島根県古代文化センター本」との比較

本節では、前節で指摘した榊原家本と古代C本との関係について言及したい。

異同字句の検討から同系統とした春本文庫本は、表1に示した丁数や字配りの関係からすると、榊原家本・古代C本とも一致しないことから、いずれの写本よりも後出と考えられる。したがって、ここでは古代C本との関係に注目して検討する。

榊原家本と古代C本とを比較すると、丁数や字配りが一致するだけでなく本文の改行位置もほとんど同じで、両写本の直接的な関係が想定される。しかしながら、一部に改行位置が異なる箇所があるため、そのような点が写本の前後関係の指標となり得る。

①②の郷名条は、日御碕神社本においては改行することなく前条から続けて記す体裁をとる。榊原家本も当初はそれに倣い、①出雲郡河内郷条では「正倉」に続けて「河」、②仁多郡三処郷条では「仁多」に続けて「三」と記した痕跡を確認できる。しかし、①②とも書写後に文字を擦り消し、行を改めて郷名条を書き始めている。古代C本ではこの校正と同様に改行して郷名条を記している。

① 出雲郡河内郷条（榊原家本）

之此神郷中坐故云志必ハト神龜三年
即有正倉
河内郷郡家正南三百九十七步斐伊大阿野郷中

出雲郡河内郷条 (古代C本)¹⁷

之此神郷中坐故云志又^{治神龜三年}即有正倉
河内郷郡家正南三百九十七步斐伊大阿野郷中

②仁多郡三処郷条 (榊原家本)

布這度之是者余多志^{オク}小國在詔故云仁多
三処郷即屬郡家大穴持^{ミト}命詔此地田好故吾御地

仁多郡三処郷条 (古代C本)

布這度之是者余多志^{オク}小國在詔故云仁多
三処郷即屬郡家大穴持^{ミト}命詔此地田好故吾御

③飯石郡郡名条 (榊原家本)

所以^ル飯石者飯石郷中伊毗志都^ヒ幣念^ヒ坐故云
飯石之 熊谷郷郡家東水六里古老傳云

飯石郡郡名条（古代C本）

所以号飯石者飯石郷中伊毗志都弊令坐故云
飯石之 熊谷郷郡家東北十六里古老傳云

③飯石郡郡名条は、日御碕神社本においては「云 飯石之」とするため、行頭に一文字分の空きができています。榊原家本も当初は同様に書写した痕跡が認められるが、書写後に擦り消して行頭から記すことで空きを校正している。古代C本ではその校正と同じく空きを詰めている。

このように榊原家本における改行位置の校正を古代C本は反映させるが、さらに個別の字句においても榊原家本の校正を古代C本は反映させる。

④出雲郡神社条（榊原家本Ⅱ「御向祖」→「御向社」／古代C本Ⅱ「御向社」）

御向社

⑤出雲郡神社条（神祇官社）（榊原家本Ⅱ「放陔放社」→「放陔社」／古代C本Ⅱ「放陔社」（表5D—1類））

放陔社

⑥ 卷末署名（榊原家本Ⅱ）「意宇都」↓「意宇郡」／古代C本Ⅱ「意宇郡」（表5D—1類）



⑦ 島根郡山条（草木）（「柴胡（草冠のみ）」↓「柴胡百部」／古代C本Ⅱ「柴胡百部」（表5D—1類）



④ は日御碕神社本で「御向祖」とし、榊原家本でも当初は同様に書写した痕跡がある。徳川家本は「御向社」としており、「祖」は日御碕神社本の誤写とみられ、榊原家本や八雲軒本、西教寺本などの諸本もこれを継承する。¹⁸ 本例も諸写本が日御碕神社本系である証左となろう。榊原家本ではこれを校正するため「祖」を擦り消し「社」と加筆する。⁵ ⑤も同様に先行する諸写本と同じく当初は「放陀放社」とした痕跡がある。これを「放」の旁を擦り消し加筆し「旆（弥）陀旆（弥）社」と校正している。また、⑥も当初は「意宇都」と書写したのを、擦り消し加筆し「意宇郡」とする。¹⁹ さらに、⑦は先行する諸写本で「柴胡」と「百部根」の間に「苦参」を記し、榊原家本でも「苦」の草冠を一度記した跡が残る。しかし、次の「百部根」の「百」を太字で重ねて草冠を消している。これは同じ条文に「苦参」が重出することから、書写の際に気がつき校正を加えたのであろう。²⁰

古代C本は右に示した榊原家本の校正をいずれも反映させ、また榊原家本と古代C本の間の異同を見ると、ほとんどが古代C本のための異同である。²¹ こうしたことから、榊原家本は古代C本より先行するとみるべきだろう。すなわち、

榊原家本は古代C本の親本に相当する写本といえるのではなからうか。

そして、注目されるのは榊原家本の島根郡加賀郷条とその頭注である。

此所最初加賀
ト有テ終ニ
生馬ト在之
不審也目録
加賀ノ次生馬
我ニ兩郷内
一〇ノ理書落坎
重テ可変之
云生馬

加賀郷郡家西北一十六里二百九步神魂令御
子ハ尋鐸長依日子令詔吾御子平明不憤詔故

頭注は朱字で「此所最初加賀／ト有テ終ニハ／生馬ト在之／不審也、目録ニ／加賀ノ次生馬／載之、兩郷ノ内／一方ノ理書落坎／重テ可変之」とする。同様の頭注は古代C本や春木文庫本の他、D—1類の系譜につらなると考えられる写本だけに見える。²²⁾ その意は次のとおりである。此所（加賀郷条）は条文の初めに「加賀」とあるのに対し条文末に「故云生馬」とするのは不審とし、島根郡冒頭の目録に加賀の次に生馬を記載するため、二つの郷のうち一方の「理」（由来）を書き落としたものかとする。そして、「重ねて之を変すべし」とする。²³⁾

加賀郷と生馬郷の混在は表1に示したごとく近世前期の写本に共通した特徴で、頭注の「此所／書落坎」の一節はその混在に対応したものといえ、榊原家本の底本も同様であったと考えられる。

ここで問題となるのは頭注末の「重テ可変之」の一文である。混在に対する注は前文で示されることから、他の文意が考えられる。そこで注意されるのは、榊原家本の「故云生馬」の字句に対して校正の跡が重ねて見えることであ

る。わずかに残る筆の痕跡から、「生馬」↓「加賀」↓「生馬」と重ねて書写されたことが窺える。頭注末の一文はこの校正の重複を示唆したものであろう。同様の頭注をもつ他の写本には校正の重複は見られず、本頭注は榊原家本オリジナルのものと考えられる。

以上の本章の検討からすると、榊原家本は古代C本の親本に相当し、D—1類系の祖本に当たると考えられる。

三 「榊原家本」と榊原忠次

前章では、書誌様態や異同字句の関係から、近世前期の『出雲国風土記』写本における榊原家本の系譜関係について考察した。本章では史料的な観点から榊原家本と榊原忠次について見たい。

榊原忠次は慶長一〇（一六〇五）年に大須賀忠政の嫡男として生まれ、元和元（一六一五）年、徳川家康の命で榊原康政の跡を継いだ。その後、遠江横須賀藩、上野館林藩、陸奥白河藩、播磨姫路藩と所領を転じている。

忠次は幕府儒官の林鶯峰と深い交友関係にあったことで知られ、鶯峰は日記に次のように記している。

『国史館日録』寛文四年春夏条

（前略）姫路拾遺源（榊原）忠次者最好倭朝之事、頗知編集之勞、一日語（酒井）忠秋曰、此挙若成則（林）春斎（鶯峰）奉公之大業也、忠次又語（会津中将源（保科）正之曰、編年之集録者固難、非春斎則不能、正之問其故、忠次所答件件云云、正之・忠次者當時平章国家大事之人也、正之甚好儒学、忠次殊嗜倭書、而先考之旧識、余之識韓也、其第与忍岡別墅隔池隣接

（訓点・括弧は筆者、以下同じ。）

右は鷺峰が命を承けた官撰史書『本朝通鑑』編纂に関する問答である。「正之・忠次者当時平章国家大事之人也」とあるように、忠次は寛文三（一六六三）年から將軍家綱の命で保科正之とともに幕政に関わる大政参与の職にあった。また、政治的に重要な立場であった一方、「倭書」に通じた大名として知られていた（「忠次者最好倭朝之事」「忠次殊嗜倭書」）。榊原家本も忠次の倭書に傾倒する志向の中で所持に至ったと考えられる。そして、鷺峰の父林羅山とも旧知の間柄であったことが分かる（「先考之旧識、余之識韓也」）。

忠次と鷺峰が交わした漢詩・和歌等をまとめた「忠次君林家和韻御卷物之写」⁽²⁴⁾には、早くは寛永一七（一六四〇）年の記事が掲載され、遅くともその頃には忠次と林家の交流が始まっていたといえる。鷺峰と忠次の間での書籍の贈答や貸借も散見されることから、忠次は羅山もしくは鷺峰を通して『出雲国風土記』を入手したのではなからうか。

『国史館日録』寛文四年八月二一日条

（前略）先^レ是（稲葉）正則謂^レ余（鷺峰）曰、本朝風土記今亦修得否、余曰、據^二国法^一則出雲国風土記可^二以証^一焉、倣^二華制^一則以^二大明一統志^一為^レ例、正則曰、与^二編年錄^一一時合修否、余曰、風土記比^二編年^一則易^レ修、使^二国主・郡守^一各点^二檢其領地之山川土産等^一、則易^レ於^二求^一旧記、然人物行実当時難^レ知而已、頃日姫路拾遺（榊原忠次）亦及^二此事^一、与^二会津羽林（保科正之）^一談、羽林曰、今天下一統之盛事、何以加焉、拾遺語^レ余曰、若有^二台命^一則試修^二播州風土記^一、余曰、君雖^レ知^二編輯之趣^一、然下文字如何、拾遺微笑

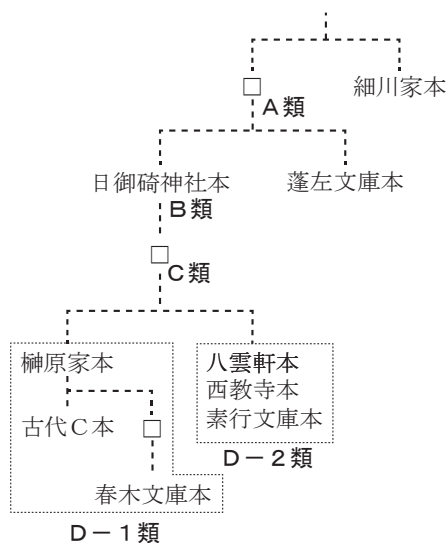
右は鷺峰が江戸城内で「本朝風土記」の編纂の可否を老中稲葉正則から尋ねられた際の問答である。正則の問いに鷺峰は、「国法」に依れば『出雲国風土記』、「華制」に倣えば『大明一統志』を例とすべきと答えている。鷺峰の回

答は『出雲国風土記』の所持を前提としたものといえる。そして、後日、忠次と保科正之がこの問答に触れ、忠次は「播州風土記」編纂の意向を示している。おそらくこの時に『出雲国風土記』を所持していたのであろう。また、幕閣の稲葉正則や保科正之にも風土記に対する認識があったことを窺わせ、所持した可能性も考えられる。

忠次は翌年寛文五（一六六五）年に死去する。死後、蔵書の一部は鷲峰へ贈られた（榊原刑部大輔（政房）使者来、贈^二倭書^一二櫃、依^二彼先考（忠次）遺言^一也、不堪^二懷旧^一落淚行々、²⁷）ようであるが、多くは後代の榊原家当主に伝えられた。元禄一二（一六九九）年作成の榊原家蔵書目録「元禄十二年改之 御書物虫曝帳 上下」には一二八五部七〇三七冊ものの書籍が記されている。²⁸その目録中に「一風土記（出雲国／豊後国／国之名 三冊）」とあり、大倉精神文化研究所の大名榊原家文庫にも右の三冊の風土記が現存する。『豊後国風土記』には『出雲国風土記』と同様「吏部大卿忠次」の蔵書印が捺されている。また、『国名風土記』は享保七（一七二二）年に將軍吉宗へ献上され、現存するのはその写しであるが「忠次」の朱印が捺されていることから、原本に忠次の蔵書印があったことを示唆する。したがって、三冊の風土記は元禄一二年目録に記載された写本と対応し、いずれも榊原忠次の蔵書に由来する可能性が高いといえる。このように来歴を確認できる『出雲国風土記』は稀有で、そうした観点からしても貴重な史料といえる。

おわりに

本稿では、書誌体裁や異同字句、史料の観点から大名榊原家文庫本『出雲国風土記』について検討を行った。検討を通し明らかにした榊原家本と諸写本との関係を示すと左の図のようになる。



榊原家本は古代C本の親本に相当し、D-1類の祖本に位置付けられると考えた。その上で、林羅山もしくは鷺峰からの入手を想定した。榊原家本は日御碕神社本系の写本であるが、林羅山も日御碕神社本系の写本を所持した可能性はある。すなわち、年末詳「正月十四日林道春自筆書状」⁽²⁹⁾によると、日御碕神社別当恵光院順式が「風土記」を羅山に送り加点や校合の依頼をしており、この「風土記」とは日御碕神社本かその写しとみられる。⁽³⁰⁾ 林羅山は『本朝神社考』や『諸国風土記拔萃』を著し古風土記逸文を引用するが、いずれも『日本紀略』などから採録したもので、⁽³¹⁾『本朝神社考』が成立したとされる寛永一六（一六三九）年（正保二（一六四五）年頃までは『出雲国風土記』）を手手していなかったと考えられる。羅山は順式の依頼を受けた際に「別本」がないため校合不能と返答したことも傍証となろう。このことから、順式の依頼が羅山の「風土記」所持の契機となった可能性があるのではなからうか。そのよう

に考えると、C類(表4)とは羅山所持の写本に伴う異同と推定できる。C類を共有する写本の所持者は榊原忠次、脇坂安元(八雲軒本)、山鹿素行(素行文庫本)といずれも羅山と関係を持った人物であることも注意されよう。

上記の考察をふまえると、榊原家本が書写された年代は、忠次と林家との関係が確認できる寛永一七(一六四〇)年以降とみられる。その上、D―2類の西教寺本が慶安三(一六五〇)年以前の書写で、八雲軒本は承応三(一六五四)年以前の書写であること、羅山の風土記入手が正保二(一六四五)年頃以降と考えられることから、榊原家本を含むD類の書写が始まるのは一六四〇年代後半―五〇年代初めと推定される³²⁾。

忠次の『出雲国風土記』所持の背景には、第一に「倭書」への強い関心による蒐集の志向があったと考える。一方で幕府大政参与の職にあり、諸藩の領知高確定とともに古代の地名への復帰を図った「寛文印知」の施行と関わった人物であることにも注意を払う必要がある。「寛文印知」の影響で諸藩の地誌編纂の動きが始まり、保科正之の会津藩では『会津風土記』がまとめられる。榊原家本はそうした動向の起点にあった一冊としても評価されよう。

注

- (1) 「大名榊原家文庫」蔵書は大倉精神文化研究所附属図書館の蔵書検索(OPAC)にて検索可能である。
- (2) 主な先行研究は次のとおりである。田中卓「出雲国風土記諸本の研究」(同『出雲国風土記の研究』出雲大社御遷宮奉賛会、一九五三)、秋本吉郎『風土記の研究』(ミネルヴァ書房、一九六三)、加藤義成「諸本概説」(同『校本 出雲国風土記』出雲国風土記研究会、一九六八)、小野田光雄「出雲国風土記の底本について」(『日本古典全書 風土記 下』朝日新聞社、一九六〇)、平野卓治「『出雲国風土記』の写本に関する覚書」(『古代文化研究』四、島根県古代文化センター、一九九六)、伊藤剣「日御碕本『出雲国風土記』の訓読が作った風土記本文」(『早稲田大学日本古典籍研究所年報』第七号、早稲田大学総合研究機構日本古典籍研究所、二〇一四)、高橋周「出雲国風土記写本二題―郷原家本と『自清本』をめぐる」

- (3) 前掲注(2) 田中論文で「(ロ) 本―尾張徳川家本(蓬左文庫本)―を基にして(ハ) 本―日御碕神社本―を転写し、それを日御碕神社に奉納したものと推定せられる」とする。
- (4) 前掲注(2) 田中論文。
- (5) 前掲注(2) 各氏論文参考。
- (6) 前掲注(2) 平野論文。
- (7) 前掲注(2) 伊藤論文、高橋論文。
- (8) 森田喜久男「『出雲国風土記』写本研究の意義」(『古代文化研究』一二、島根県古代文化センター、二〇〇四)
- (9) 前掲注(2) 田中論文は紅葉山本(内閣文庫蔵)と同系統ではないかとする。
- (10) 前掲注(2) 加藤論文は徳川家本などに近い本とする。
- (11) 前掲注(2) 田中論文は日御碕神社本の系統に少しく手の加わったものとする。
- (12) 表の作成に際しては、野々村安浩「解説二 古代文化センター本の概要」(『島根県古代文化センター本 出雲国風土記』島根県古代文化センター、二〇一四)を参考とした。
- (13) 表内右の丁数・行数は榊原家本によるものである。榊原家本は古代C本と字配りがほぼ一致しており、古代C本の影印『島根県古代文化センター本 出雲国風土記』(島根県古代文化センター、二〇一四)が参考となる。
- (14) 佐野正巳「六所神社本出雲風土記 解説」(『出雲風土記 六所神社本』白帝社、一九六八)
- (15) 前掲注(2) 伊藤論文。
- (16) 高橋周「近世出雲における『出雲国風土記』の伝写と歴史認識―万九千社・立虫神社を中心に―」(『古代文化研究』二三、島根県古代文化センター、二〇一五)
- (17) 以下、古代C本の影印は島根県古代文化センター提供による。
- (18) 「御向祖」とする写本は他に、筑波大学附属図書館、吉田文庫(天理大学附属図書館)、安藤文庫(松井守正本)(東京都立中

央図書館、青山文庫（兵庫県立篠山鳳鳴高校）所蔵本などがある。いずれもD―2類系統（八雲軒本など）と共通した特徴をもつ写本で、D―1類系統の写本では他に見られない。

(19) 「意字郡」とする写本は「御向祖」と記す写本とほぼ重なるD―2類系。D―1類系統の写本はすべて「意字郡」。

(20) 「苦参」を記す写本も「御向祖」と記す写本とほぼ重なるD―2類系。ただし、春木文庫本には「苦参イ」の傍注がある。春木文庫本はD―2類系にみられる字句も記されており、同系統による校正が行われた可能性もある。

(21) 例えば、秋鹿郡女心高野条（25ウ）で榊原家本は日御碕神社本と同じく「百姓之高」として「高」に「膏」の傍注を付ける。これに対して、古代C本は「百姓之膏」として「高イ」とする付箋紙の注を付ける。

(22) 神宮文庫（下井氏本）〔宮後氏本〕、土佐山内家宝物資料館山内文庫、国立国会図書館〔世龍氏本〕など。

(23) 「芑」の意味については課題が残る。「斐」の異体字とすると、織り重ねるの意と解される。諸写本では「変」あるいは「決」とする例もある。

(24) 上越市立高田図書館蔵。

(25) 例えば、「忠次君林家和韻御巻物之写」には万治元（一六五八）年に新写の「康富記」を忠次が鷲峰へ贈った際の感謝の意を表した漢詩が載る。また、『国史館日録』寛文四年一月四日条に「千載佳句」という書物について「余（鷲峰）今春借二姫路拾遺本二而写レ之」とある。榊原忠次と林家との関係については、藤實久美子「榊原忠次による「御当家紀年録」の編纂とその秘匿」（同『近世書籍文化論―史料論的アプローチ―』吉川弘文館、二〇〇六）に詳しい。

(26) 『国史館日録』寛文五年六月一九日条

(27) 高木靖文「高田藩榊原家の蔵書と修道館文庫」〔新潟大学教育学部紀要〕第二九卷第一号、一九八七

(28) 『高田藩榊原家書目史料集成 第一巻 榊原家（村上）御書物虫曝帳』（ゆまに書房、二〇一一）

(29) 新井大祐「近世初頭における日御碕神社点描―別当恵光院順式の活動と寛永の造営、そして林羅山との交流に至る―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』二二、二〇〇八）

(30) 前掲注（2）高橋論文。

(31) 兼岡理恵「林羅山『諸国風土記拔萃』」(同『風土記受容史研究』笠間書院、二〇〇八)

(32) 林羅山の門弟である松江藩儒・黒沢石斎が「出雲国風土記」に基づき『懐橘談』を著したのも承応二(一六五三)年で、この年代と重なる。